

## 遵守基準省令における努力義務項目

### 1. はじめに

表題省令二号には努力義務項目が3つあります。「研修」「監査」「記録保管」です。

4月23日の本欄は省令における「指導」（一号ロ）と「研修」（二号ト）の違いを明らかにしました。その際、なぜ「研修」（二号ト）が必須項目ではなく、努力義務項目なのかにも言及しました。

では残る2項目「監査」「記録保管」はなぜ努力義務なのでしょう？

いい大人が「だって省令にそう書いてあるんだから」では恥ずかしいことです。（実は私などつい最近まで必須項目と思い違いしていましたが） 反省こめて復習してみました。

### 2. 省令二号の条文

イ 当該特定重要貨物等輸出者等を代表する者の中から特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括管理する責任者（以下この号及び次条において「統括責任者」という。）を選任すること。
ロ 当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の輸出等の業務を行う部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあっては当該部門間の関係を定めること。
ハ 該非確認に係る手続を定めること。
ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合にあっては、当該特定重要貨物等を利用する者又は需要者に係る情報を含む。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途の確認を行うこと。
ホ 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、当該特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下チにおいて同じ。）に記載され、又は記録された当該特定重要貨物等を特定する事項と輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることの確認を行うこと。
ヘ 輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的実施するよう <b>努めること。</b>
ト 統括責任者及び輸出等業務従事者に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うよう <b>努めること。</b>
チ 特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存するよう <b>努めること。</b>
リ 関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

### 3. 省令の9項目を「構造的に」理解する

9項目を「上から順に丸暗記」では実戦で使い物になりません。「構造的に」理解することが必要です。

当局説明会資料（CP整備の効果）の論法を借用して整理するところなるでしょう。

<p><b>A 体制</b></p> <p>イ；統括責任者の選任（トップが責任者としてオーソライズ）</p> <p>ロ；部門間の責任関係を調整明確化</p>
<p><b>B 手続</b></p> <p>ハ；該非確認</p> <p>ニ；需要者・用途の確認（取引審査）</p> <p>ホ；出荷管理</p>
<p><b>C 維持管理</b></p> <p>ヘ；監査</p> <p>ト；研修</p> <p>チ；文書管理</p> <p>リ；事故発生時の対応</p>

今回の我々のテーマは、必須項目と努力義務項目の関係（差）ですから、9項目内の順序付けも加味したいところです。私は CISTEC/Associate 試験の受験生に次のように教えていました。

	一番大事なのは個々の案件を きちんと処理する実務	
オーソライズと体制作り		システムの維持のための サポート
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トップが責任者としてオーソライズ</li> <li>・ 部門間の責任関係を調整明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該非の判定確認</li> <li>・ 取引審査</li> <li>・ 出荷管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査</li> <li>・ 文書管理</li> <li>・ 教育（研修）</li> <li>・ 事故発生時の対応</li> </ul>

実務の重要性（「単なる手続」ではない！）に光を当てたのはよしとするものの、今回のテーマに照らすと、まだ整理が不十分と感じます。

たとえば、「体制作り」と「サポート」の順序付けはどうなるのか？（「体制」は「実務」を「サポート」する環境の一つではないのか？） 「サポート」項目のうち、なぜ「事故発生時の対応」だけが必須項目なのか？

スポーツとのアナロジーで考えると理解しやすいと気が付きました。

#### 4. 野球とのアナロジーで考える

オーソライズと体制作りは、ベンチ・監督の仕事に近い。  
 実務はグラウンド内の事柄（選手・プレー）と見立てることができる。  
 サポートは裏方（用具係やスコアラーetc.）というところでしょうか。

するとこんな具合になります。

オーソライズと体制作り ≡ ベンチ・監督matter	個々の案件の実務 ≡ グラウンド内matter	サポート ≡ 裏方matter
イ トップが責任者として オーソライズ ロ 部門間の責任関係を調整 明確化	ハ 該非の判定確認 ニ 取引審査 ホ 出荷管理	ヘ 監査 ト 文書管理 チ 教育（研修）
リ 事故発生時の対応		

「リ 事故発生時の対応」の位置を動かした理由は、次の2つです。

- ① グラウンド内のプレーの質そのものに関する事柄であること
- ② 実際にやるのはベンチ・監督であること

優先順位の一番はやはり「グラウンド内matter」です。（これは説明不要ですね）

トップの座は譲るものの「ベンチ・監督matter」も不可欠です。出場する9人を監督が（メンバー表で）オーソライズしなければ試合は始まらないからです。なお「部門間の責任関係の調整」というのは、ここでは守備位置や打順を決めるのに対応していると思われるでしょう。

裏方の仕事もちろん大切ですが、それがなければ始まらないというものではありません。現に中学の部活などでは、裏方なしで運営されているところも多数ありますから。

これで結果が出ました。へ（監査）・ト（文書管理）・チ（教育）は、「それなしでも一応試合はできる」という意味で、絶対的な必須事項から外され、努力義務事項とされたのです。但し「一応試合ができる」だけで満足してはいけませんから、本稿をお読みのみなさんにおかれては大いに「努力」されますよう期待しております。